

上尾市文化センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月1日

上尾市長 島山 稔

上尾市規則第91号

上尾市文化センター管理規則の一部を改正する規則

上尾市文化センター管理規則（平成15年上尾市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

	名称	単位	金額 (1回につき)	備考
舞 台 設 備	演台、司会台、花台 (大・中ホール用)	一式	1,000円	
	演台、司会台、花台 (小ホール用)	一式	600円	
	指揮台	1台	200円	
	譜面台	1台	100円	
	反響板(大・中ホール 用)	一式	5,000円	
	反響板(小ホール用)	一式	2,000円	
	所作台(大・中ホール 用)	一式	5,000円	
	所作台(小ホール用)	一式	2,000円	
	平台	1枚	200円	
	平台足(箱足、中足、 高足)	1足	100円	
	びょうぶ	1双	1,500円	
	緋毛せん	1枚	200円	
	山台用長座ぶとん	1枚	100円	
	長机	1脚	100円	
	いす	1脚	50円	
	めくり台	1台	100円	
	ホワイトボード	1台	200円	
旗(国旗、市旗)	1枚	200円		
上敷ござ	1枚	100円		
音 響 設 備	拡声装置(大・中ホール 用)	一式	4,000円	
	拡声装置(小ホール 用)	一式	2,000円	
	コンデンサーマイク	1本	1,500円	

	ダイナミックマイク	1本	700円	
	ステレオマイク	1本	3,000円	
	ワイヤレスマイク	1チャンネル	2,500円	
	三点吊りマイク装置	一式	700円	マイクは含まない。
	MDプレーヤー	1台	700円	MDは含まない。
	カセットテープレコーダー	1台	700円	テープは含まない。
	CDプレーヤー	1台	700円	CDは含まない。
	マイクスタンド	1本	100円	
	副調整卓（大・中ホール用）	1台	1,500円	
	スピーカー（A）	1台	1,000円	
	スピーカー（B）	1台	500円	
	ライン拡声	1回線	500円	
ピアノ	フルコンサートグランドピアノ（スタインウェイ D - 274）（大・中ホール用）	1台	7,000円	調律料は含まない。
	フルコンサートグランドピアノ（ヤマハ CF）（大・中ホール用）	1台	3,500円	同上
	グランドピアノ（ヤマハ G5E）（小ホール用）	1台	2,000円	同上
	電子ピアノ（ヤマハ CLP-775）	1台	1,000円	
	電子ピアノ（ヤマハ P-95B）	1台	300円	
映写設備	スクリーン（大・中ホール用）	一式	1,000円	
	スクリーン（小ホール用）	一式	500円	
	プロジェクター（大・中ホール用）	一式	1,500円	スクリーンは含まない。
	DVD / BDプレーヤー	一式	500円	DVD及びBDは含まない。
照明設備	調光装置（大・中ホール用）	一式	2,000円	

調光装置（小ホール用）	一式	1,000円	
サスペンションライト（1kw）	1台	350円	カラーフィルターは含まない。
サスペンションライト（0.5kw）	1台	250円	同上
シーリングスポットライト（1kw大・中ホール用）	1台	350円	同上
シーリングスポットライト（0.5kw小ホール用）	1台	250円	同上
ステージスポットライト（1kw）	1台	350円	同上
ステージスポットライト（0.5kw）	1台	250円	同上
ボーダーライト（大・中ホール用）	1列	1,500円	同上
ボーダーライト（小ホール用）	1列	1,000円	同上
反響板固定ライト	1列	1,500円	
フットライト	1列	1,000円	カラーフィルターは含まない。
アッパーホリゾントライト	1列	1,500円	
ローアホリゾントライト	1列	1,500円	
波エフェクトマシン	1台	1,000円	カラーフィルターは含まない。
エフェクトマシン	1台	1,000円	同上
ミラーボール	1台	1,000円	
オーロラマシン	1台	800円	カラーフィルターは含まない。
ストリップライト（6尺）	1台	300円	
ストリップライト（3尺）	1台	200円	
クセノンピンスポットライト	1台	3,000円	

	ランプピンスポットライト	1台	1,000円	
	芯〈しん〉なしマシン	1台	800円	カラーフィルターは含まない。
	先玉・元玉	1個	100円	
	照明スタンド	1台	100円	
	カラーフィルター	1枚	200円	
その他	拡声装置（201・301用）	一式	2,300円	
	拡声装置（101・302・304用）	一式	1,500円	
	液晶プロジェクター	1台	1,000円	
	携帯用スクリーン	一式	300円	
	ポータブルCDアンプセット	一式	1,500円	

備考 この表に定める利用料金の額は、条例別表備考第3号に定める午前、午後及び夜間におけるそれぞれの利用をそれぞれ1回として計算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の上尾市文化センター管理規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の附属設備の利用に係る利用料金について適用し、同日前の附属設備の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。